

古賀市介護予防支援事業所の指定更新について

1. 古賀市介護予防支援事業所の指定更新手続きについて

- 指定基準に沿って事業が運営されているかを定期的に確認するために、指定の効力に6年間の期限が設けられています。事業者は、指定日から6年を経過する際に指定の更新を受けなければ、有効期間の満了により指定の効力を失います。
- 介護保険法において、指定介護予防支援事業者の指定更新を行うときは、あらかじめ、被保険者・関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じることとされておりますので、古賀市介護保険運営協議会からのご意見を反映させたくて指定を行うこととなります。

2. 今回の対象期間

指定年月日 平成24年4月 1日

有効期間満了日 平成30年3月31日

【参考】

サービス種類	介護予防支援
サービス内容	利用者である要支援者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、その目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるようにする。
申請者	古賀市長 中村 隆象
事業者	古賀市庄205番地 古賀市介護予防支援事業所
事業規模	【職員】 管理者：1人（常勤専従） 担当職員：18人（常勤専従4人、非常専従14人） 内訳：社会福祉主事1名、社会福祉士3人、保健師4人、 主任介護支援専門員3人、介護支援専門員7人 その他の職員：3名 （常勤専従1人、非常勤専従1人、非常勤兼務1人）